

## 湯河原タグライン・ロゴマーク使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、湯河原タグライン・ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマークを適正に普及させ、もって湯河原の観光のイメージアップを図ることを目的とする。

### (図柄)

第2条 ロゴマークの図柄、色指定は、別図のとおりとする。ロゴマークのデザイン、色、サイズ等の詳細については、別途、「湯河原タグライン・ロゴマーク Design Manual」に定める。

### (ロゴマークのこころ)

第3条 今後の湯河原観光のブランドイメージとして、ロゴマークが発信するメッセージを下記のとおり定める。

都心からたったの一時間。  
美しい山海と谷筋の清流。落ち着いた佇まいの湯のまち。  
古来湯治客の身体を癒し、兵士の傷や病を癒し、文人墨客の才気を癒し、  
湯河原は、あらゆる人々の「癒し場」として在り続けてきました。  
万葉の時代から変わることなく湧きいでる湯の如く、  
あまねく癒しが大人に沁みて、こころ湧く。

### (ロゴマークの使用目的)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、規程に沿った手続きを行う全ての者がロゴマークを使用することができる。

- (1) 前条のロゴマークのこころに反し、または反するおそれがある場合
- (2) 自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用するおそれがある場合
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合
- (5) その他、株式会社癒し場へが、ロゴマークの使用について著しく不相当と認めた場合

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用については、当分の間、無償とする。

(使用承認申請書の提出)

第6条 ロゴマークを使用するものは、あらかじめ「湯河原タグライン・ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)」に必要な書類を添付して、株式会社癒し場へ提出し、その承認を受けなければならない。

2 株式会社癒し場へは、申請を承認する場合は、申請者に対し、「湯河原タグライン・ロゴマーク使用承認書(様式第2号)」を交付するものとする。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、使用を承認した日から起算して3年とする。ただし、使用期間満了後において、ロゴマークを引き続き使用する場合は、改めて前条に規定する使用の承認を受けなければならない。

(完成品の提出)

第8条 第6条の規定によりロゴマークの使用の承認を受けた者(以下、「使用承認を受けた者」という。)は、使用の承認に係る物件等の完成品を速やかに提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用承認を受けた者は、第2条の「湯河原タグライン・ロゴマーク Design Manual」を遵守しなければならない。

(承認内容の変更)

第10条 使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「湯河原タグライン・ロゴマーク使用変更承認申請書(様式第3号)」を株式会社癒し場へ提出し、その承認を受けなければならない。

2 株式会社癒し場へは、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、「湯河原タグライン・ロゴマーク使用変更承認書(様式第4号)」を交付するものとする。

3 前条の規定は、前項の変更の承認を受けた者についても適用する。

(違反等に対する取り扱い)

第 11 条 株式会社癒し場へは、使用承認を受けた者が、第 9 条に違反したときは、ロゴマークの使用について、申請時に遡って承認を取り消すことができる。使用承認を受けた者は、承認の取り消し処分に直ちに従い、使用承認を受けた者に損害が生じても、株式会社癒し場へはその責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第 12 条 ロゴマークを使用した製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用承認を受けた者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この規程は平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

別図

ロゴマーク(タグラインあり)



ロゴマーク(タグラインなし)

